

提 供 日 2026/09/30
タイトル 県職員の自営兼業の拡充
担 当 総務部 人事課
連 絡 先 監察班
TEL 054-221-3230



県職員の自営兼業の拡充

県職員の自律的なキャリア形成、本業も含めたモチベーション向上のため、10月1日から、県職員の兼業制度を拡充します。

また、地域への貢献と政策課題解決を目的とした自営兼業を可能とすることで、県民のウェルビーイングの向上にも貢献していきます。

【拡充内容】

以下のいずれかに該当する自営兼業を可能としました。

- 1 職員自らの知識・技能をいかした自営兼業
- 2 地域貢献や政策課題解決を目的とした自営兼業

※自営兼業を行うのは、週休日等の勤務時間外のみ限定しています。

その他、本来の業務に支障が生じないよう、時間数等の基準を満たした場合に兼業を可能としています。

自営兼業の見直し

目的

- ・ 職員の自己実現や社会問題の解決につながる自営兼業を行うことにより、
職員の自律的なキャリア形成の促進、本業も含めたモチベーションの向上につなげる
- ・ 兼業を通じ職員が主体的に学びを深めることを可能にし、採用や離職防止に活かす

追加となる対象事業

- ①職員の有する知識・技能をいかした
自営兼業（例 書道教室の講師）



- ②地域貢献に資する自営兼業
（例 高齢者を対象とした買物代行）

